

第1号様式（第2条関係）

春日井市新規就農者経営発展支援事業申請追加資料

年 月 日

（宛先）春日井市長

[申請者] 住 所：
氏 名：
（生年月日： 年 月 日： 歳）

春日井市新規就農者経営発展支援事業の実施について、関係書類を添えて承認申請します。

なお、春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

1 成果目標の取組

※ 実施する項目に○を記載してください。

No.	項目		実施
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	
2	サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	
		③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て ^{*1} について、担当機関・部署が明確になっている	
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	
		② ①に加え、青色申告を実施する	
		③ ②に加え、GAP認証（第三者認証）を取得する	
4	所得	① 所得目標 ^{*2} が250万円又は継承する経営の直近所得から1割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている	
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	
5	家族経営協定 ^{*3}	① 農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項について書面で締結している	
		② ①の事項に加え、その他の事項（休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険）を1つでも設定している	
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		
7	データを活用した農業を実践する		
8	農業経営を法人化する		
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		
合計			

・ 目標として行う項目（No. 3、4、7、8及び9）については、事業実施年度の4年後の年度までに行うこととし、実施予定年度を併せて記載すること。

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る

支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。

- ※2 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年（度）目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年（度）目」の所得とする。
- ※3 家族経営協定の必須項目は、農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項とする。法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

第5の1の（5）の場合

目標とする取組	現状（令和 年）	目標（令和 年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加	円	円
<input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加		
<input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加		
<input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少		
		（割合： %）

2 事業の概要

別添のとおり

事業着工（予定）年月日

事業完了（予定）年月日

※ 3以降については、春日井市新規就農者経営開始資金の交付を受ける場合は、「経営開始資金追加資料」を添付した場合に記入等は不要とする。

3 メールアドレス

--

4 農業を始めようと思った理由

--

5 「目標地図」への位置付け等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

6 経営開始資金又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付の有無

交付を	<input type="checkbox"/> 過去に受けていた	<input type="checkbox"/> 現に受けている
	<input type="checkbox"/> 受ける見込み	<input type="checkbox"/> 受けない

7 就農準備資金又は農業次世代人材投資資金（準備型）の交付の有無

交付を	<input type="checkbox"/> 過去に受けていた	<input type="checkbox"/> 現に受けている
	<input type="checkbox"/> 受ける見込み	<input type="checkbox"/> 受けない

8 過去の研修等の経験

研修先		期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	----	------------------

9 その他

雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
---------------------------------------	---

添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合に限る。）

- 別添4：経営を開始した時期を証明する農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等（申請時に経営を開始している場合に限る。）
- 別添5：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写し等の書類
- 別添6：農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械及び施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類（申請時に経営を開始している場合に限る。）
- 別添7：通帳の写し
- 別添8：身分を証明する運転免許証、パスポート等の写し

別添1

収支計画

*経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の事業実施前々年度の実績を記載すること。

			経営開始					
			現状 (年) (年 月~ 年 月)	1年目 (年 月~ 年 月)	2年目 (年 月~ 年 月)	3年目 (年 月~ 年 月)	4年目 (年 月~ 年 月)	目標 5年目 (年 月~ 年 月)
農業収入	経営規模	経営規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
	生産量	経営規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
	売上高 (円)	経営規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
	その他							
	経営開始資金 (円)							
	収入計 (円) ① (資金を除く)							

			経営開始					
			現状 (令和 年) (年 月~ 年 月)	1年目 (年 月~ 年 月)	2年目 (年 月~ 年 月)	3年目 (年 月~ 年 月)	4年目 (年 月~ 年 月)	目標 5年目 (年 月~ 年 月)
農業経営費 (円)	原材料費							
	減価償却費							
	出荷販売経費							
	雇用労賃							
支出計 (円) ②								
【参考】設備投資 (内容、金額)								

所得計 (円) ①-②						
-------------	--	--	--	--	--	--

第 号
年 月 日

様

春日井市長

春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度経営発展支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金名 春日井市経営発展支援事業補助金
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件

春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金実績報告兼請求書

年 月 日

（宛先）春日井市長

氏名

春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき事業の取組が完了したので報告するとともに、次のとおり請求します。

1 請求額

金 円

【内訳】

区分	事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他	自己負担	
		円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。

（注）備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

2 資金の振込口座※

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金			店・所	出張所	
	金融機関コード					
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号			
郵便局	記号		(当座)番号			
口座名義人	(ふりがな) 氏 名					

就農状況報告
事業実施後 年目 （ 月分）

年 月 日

（宛先）春日井市長

氏名

春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 成果目標の取組

- ※ 1、3、4及び5については、実施済みの項目に○を記載してください。
2については、①～③のいずれかに○を記載し、所得目標に対する現状の所得状況（現状所得／所得目標×100）を記載してください。
選択していない項目に－を記載してください。

No.	項目		実施	
1	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける		
		② ①に加え、青色申告を実施する		
		③ ②に加え、GAP認証（第三者認証）を取得する		
2	所得	① 所得目標が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている。		%
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている		
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている		
3	データを活用した農業を実践する			
4	農業経営を法人化する			
5	事業実施年度中に、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける			
合計				

2. 第2条5号の場合

目標とする取組	現状（令和 年）	目標（令和 年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加	円	円
<input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加		
<input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加		（割合： %）
<input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少		

- ※ 3以降については、春日井市新規就農者経営開始資金の交付を受ける場合は、春日井市新規就農者経営開始資金交付要綱第7条に規定する就農状況報告（独立・自営就農）を添付した場合に記入等は不要とする。

3. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積 (a) ・飼養頭数等			
合計					
農業経営の構成 (交付対象者本人・家族労働力)	氏名	年齢	交付対象者・ 交付対象者との続柄 (法人経営にあつては役職)	年間の農業従事日数*	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日*)			

※ 1日の農業従事時間を8時間で換算

4. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載する。

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

5. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※別記1の第7の3に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回	
交流会の内容 （対象者、実施内容など）		

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画及び別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況及び結果並びに課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添
1. 作業日誌の写し
 2. 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の場合に限る。）
 3. 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（1月の報告の場合に限る。）
 4. 通帳及び帳簿の写し（1回目の報告の場合に限る。）
 5. 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械及び施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類（第12条の規定による報告で既に提出した書類等から変更がない場合又は2回目以降の報告で変更がない場合は、省略することができる。）

別添2

決算書
(年目 年 月～ 年 月)

		計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績/計画 b / a
農業収入		経営規模		
		生産量		
		売上高 (円)		
		経営規模		
		生産量		
		売上高 (円)		
		経営規模		
		生産量		
		売上高 (円)		
	その他			
経営開始資金 (円)				
収入計 (円) ① (資金を除く)				
収入計 (円) ② (資金を含む)				

		計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績/計画 b / a
農業 経営費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計 (円) ③				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計 (円) ④ = ① - ③				

※計画欄には、別紙様式第1号の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (農業経営体向け)

		報告時 (しました)
(1) 適正な施肥		
① 肥料の適正な保管		<input type="checkbox"/>
② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める		<input type="checkbox"/>
③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討		<input type="checkbox"/>
④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討		<input type="checkbox"/>
(2) 適正な防除		報告時 (しました)
⑤ 農薬の適正な使用・保管		<input type="checkbox"/>
⑥ 農薬の使用状況等の記録・保存		<input type="checkbox"/>
⑦ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める		<input type="checkbox"/>
⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討		<input type="checkbox"/>
⑨ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討		<input type="checkbox"/>
(3) エネルギーの節減		報告時 (しました)
⑩ 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める		<input type="checkbox"/>
⑪ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める		<input type="checkbox"/>

(4) 悪臭及び害虫の発生防止		報告時 (しました)
⑫ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める		<input type="checkbox"/>
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		報告時 (しました)
⑬ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		<input type="checkbox"/>
(6) 生物多様性への悪影響の防止		報告時 (しました)
⑭ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)		<input type="checkbox"/>
⑮ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)		<input type="checkbox"/>
(7) 環境関係法令の遵守等		報告時 (しました)
⑯ みどりの食料システム戦略の理解		<input type="checkbox"/>
⑰ 関係法令の遵守		<input type="checkbox"/>
⑱ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める		<input type="checkbox"/>
⑲ 正しい知識に基づき作業安全に努める		<input type="checkbox"/>

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの実出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就業していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略に基づき環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就業状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (畜産経営体向け)

		報告時 (しました)
(1) 適正な施肥		
①	※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
(2) 適正な防除		報告時 (しました)
③	※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
④	※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑤	※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	<input type="checkbox"/>
(3) エネルギーの節減		報告時 (しました)
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
(4) 悪臭及び害虫の発生防止		報告時 (しました)
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>

(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分		報告時 (しました)
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
(6) 生物多様性への悪影響の防止		報告時 (しました)
⑩	※特定事業場である場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
(7) 環境関係法令の遵守等		報告時 (しました)
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合は(該当しない)してください。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給：農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の重説を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」とされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」とされた。本事業においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等
- (2) 適正な防除
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
- (3) エネルギーの節減
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成7年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成12年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

第6号様式（第12条関係）

就農届

年 月 日

（宛先）春日井市長

氏名

次のとおり就農しましたので春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき就農届を提出します。

就農した日	年 月 日
-------	-------

添付書類

- ・農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械及び施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び通帳の写し

第7号様式（第16条関係）

財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

氏名

年 月 日付け 第 号で春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金の交付決定を受けて整備した機械又は施設等の処分について、春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱第16条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 対象機械、設備等

2 処分の予定日

年 月 日

3 処分の内容

4 処分の理由

第8号様式（第20条関係）

返還免除申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

氏名

春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱第20条の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--